

# いじめ防止基本方針

令和5年度

福島県立福島商業高等学校

福島県立福島商業高等学校（以下「本校」という。）は、校訓である「信義・全力」「不撓不屈」の精神のもと、これからの福島の経済や社会を担う、心豊かで信頼される逞しい人間の育成を目指している。いじめは心と体を傷つけ、人としての権利や生きる力を奪う、決して許されない行為である。本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。最終改定平成29年3月14日）にのっとり、生徒の尊厳を保持することを目的として、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 1 基本理念

- (1) 人としての尊厳や人権を尊重する精神を育て、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを教職員、生徒、保護者の取り組みによって行い、いじめの未然防止を図る。
- (2) 「いじめはどこにでも起こるもの」を前提とし、いじめに至らない些細なトラブルやいじめの兆候を早期に発見し、学校全体（教職員、保護者、生徒）の問題として組織的に、迅速かつ適切に対処する。
- (3) 教職員および生徒、保護者はいじめを受けている生徒の安全を守り、いじめ対応や自殺予防への対応を最優先で取り組む。また、発生したいじめ事案を学校内や家庭内の問題を見直す機会ととらえ、すべての生徒の成長につながる指導を行う。
- (4) いじめの未然防止、早期発見、いじめ事案への対処においては、学校、家庭、その他の関係機関の連携のもとに行う。

## 2 基本方針

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号）

（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（附帯決議一）「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること

- \* 「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義される。「起こった場所は学校の内外を問わない」（文科省）
- \* いじめは、回数や程度の軽重で考えるなど表面的、形式的に扱わない。
- \* いじめを受けている本人からの申し出の有無にかかわらず、周囲の者が苦痛に感じて申し出るなど、いじめが疑われる場合も対応する。
- \* 「いびり」、「いじり」など些細な問題もいじめの兆候、疑いととらえ対応する。

\* けんかやふざけ合いなどであっても、見えないところで被害が発生しているばあいがあるため、調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

\* **いじめの様態**(以下のことをいじめととらえる。)

- ① 冷やかしやからかい、嫌なあだ名で呼ばれる。
- ② 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ③ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ④ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ⑥ 金品をたかられる。
- ⑦ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑧ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑨ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑩ その他、嫌なことやトラブルに遭った。

## (2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、教育相談主任(特別支援教育コーディネーター)  
養護教諭、スクールカウンセラー、いじめ防止対策主任

③ 組織の役割

ア. 学校基本方針に基づく取り組みの実施や未然防止・早期発見のための具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

イ. いじめの相談・通報窓口

ウ. いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整および情報の記録、保管、共有

④ いじめ防止対策委員会の開催、構成員については、管理職、生徒指導主事、教育相談主任、いじめ防止対策主任で決定する。

### 3 いじめに関する対策

#### (1) いじめの未然防止のための取り組み

- いじめについて教職員の共通理解を図り、生徒が示す変化や危険信号を見逃さない。
- いじめとは何か具体的行為を明示し、いじめに向かわない生徒を育てる。
- 生徒の援助希求能力や課題解決能力を育てる。
- 他者の尊厳を守ることへの学びをつくりあげいじめを許さない集団づくりを行う。
- いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。

- ①いじめ発生を防ぐ環境づくり
- ②授業・学習指導の充実
- ③特別活動の充実
- ④人権教育の推進
- ⑤情報モラル教育の推進
- ⑥教育相談の充実
- ⑦教職員の資質向上
- ⑧保護者の意識向上
- ⑨関係機関との連携

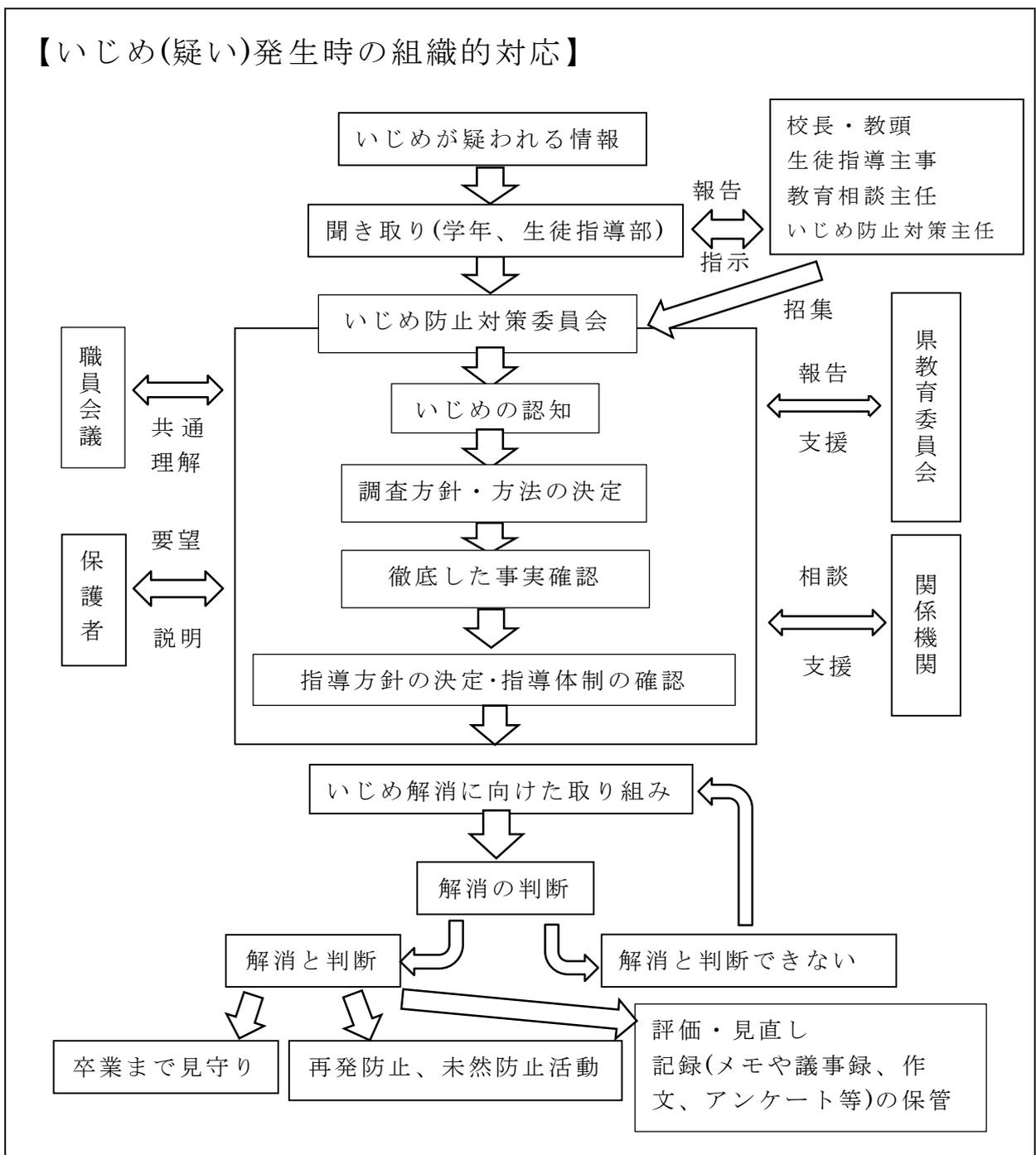
#### (2) いじめの早期発見のための取り組み

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 欠席が続く生徒の背景にいじめがあるとの疑いをもって調査を行い、不登校に至らないようにする。
- いじめを隠したり、1人で抱え込んだり、軽視したりすることなく、ただちに委員会に報告し組織的対応につなげる。

- ①情報の収集
  - ・教職員の観察による気づき（日常的な見守りや信頼関係の構築）
  - ・生徒、保護者、地域からの情報
  - ・面接週間
  - ・アンケート等の実施（アンケートの保管）
- ②相談体制の確立
  - ・全教職員・SC等専門家による相談
- ③情報の共有化と記録の保管
  - ・職員会議等での情報共有
  - ・メモや会議録などの保管

### (3) いじめ事案等への対処

- いじめの申し出、相談、通報など情報があったときには、他の業務に優先して速やかに具体的に対応する。
- いじめを受けた生徒の立場に立って対応し、安心・安全の確保を第一とする。
- いじめへの対応は、「犯人探し」ではなく、教師、保護者、生徒どうしが学校、授業、クラス、部活動、家庭などそれぞれの場で「日常生活の見つめ直し」という学びの場につなげることで再発を防止する。
- いじめが解消していると判断するには、いじめに係わる行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月以上）、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが必要である。



## (4) 重大事態発生時の対応

### ① 重大事態とは

#### (ア) 【生命心身財産重大事態】

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等)

#### (イ) 【不登校重大事態】

いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。県教育委員会には発生後7日以内に報告(年間30日を目安とするが、連絡の無いまたは理由不明の欠席が3日連続で管理職報告、7日連続で生徒の状況が確認できない場合は、県教育委員会に報告する。目安にかかわらず迅速に調査する。)

#### (ウ) 【その他】

生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

### ② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、県教育委員会を通じて知事に迅速に報告し、指導・支援を受ける。

### ③ 重大事態の調査の基本的姿勢(学校主体)

#### (ア) 早期の調査開始

#### (イ) いじめを受けた生徒やその保護者のケアを第一とし、信頼関係を構築すること。

いじめを受けた生徒やその保護者の思いを理解し、丁寧な対応を行う。

いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、調査結果の説明を行う。

#### (ウ) 調査の目的はいじめの事実の全容解明、学校の対応の検証、再発防止策の策定

#### (エ) 調査組織(学校主体)は、専門家等第三者も含めて組織する。

#### (オ) 生徒や保護者に説明した上で可能な限り速やかにアンケート等実施すること。

早い段階での聞き取り(情報提供生徒を守ること)を実施し、関係資料の散逸防止に努めること。(重大事態の「疑い」が生じた段階で調査開始)

加害生徒からも事実関係を聴取し、公平性・中立性を確保すること。

#### (カ) 調査により把握した記録、調査以前に作成した記録は少なくとも5年間保存

する。また、記録の破棄および保存期限については、被害生徒保護者に説明の上行うこと。むやみに廃棄しないこと。

#### (キ) 指導及び支援、対応

【いじめ(疑い)発生時の組織的対応】を参照

#### (ク) 外部に説明を行う際の対応

#### (ケ) 調査にあたっては、次の資料を参考とすること

○『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』(文科省 平成29年3月)

○『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)』(文科省 平成29年2月)

○『不登校重大事態に係る調査の方針』(文科省 平成28年3月)

○『連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について』(平成27年3月31日付け26文科初第1479号初等中等教育局長通知)

## 【重大事態への対応】

学校

教頭より、書面による発生報告

知事

報告

福島県教育委員会  
・調査の主体を判断

調査主体が学校の場合  
学校への指導・支援

### 【調査組織】

「いじめ防止対策委員会」を中心として、重大事態の特性に応じた専門家などを加える

### 【調査の目的】

- ① いじめの事実の全容解明
- ② 当該いじめの事案への学校の対応の検証
- ③ 再発防止策の策定

【いじめを受けた生徒とその保護者への対応】生徒・保護者の日々変化する思いを理解し、その意向を的確に把握し、対応方法を工夫し、丁寧な対応を行う。学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

### 【外部への説明対応】

### 【調査後の指導、対応】

- 1 調査結果の提供及び報告
  - ・いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供
  - ・教育委員会への報告(調査結果、学校の対応内容)
- 2 調査結果を踏まえた必要な措置
  - ・いじめを受けた生徒及び保護者への支援
  - ・いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
  - ・いじめがあった集団への働きかけ
  - ・学校全体への指導
  - ・上記に必要な関係機関等との連携
- 3 再発防止策

【調査の開始】事案、疑いが生じた時点であるべく早く調査を開始する(基本調査)。

連絡の無いまたは理由不明の欠席が3日連続で管理職報告、7日連続で生徒の状況が確認できない場合は、県教育委員会に報告する。目安にかかわらず迅速に調査する。

### 【調査の実施】

- ① 調査対象生徒や保護者に説明した上で可能な限り速やかに実施すること。
- ② 早い段階での聞き取り(情報提供生徒を守る)
- ③ いじめを行った生徒からも事実関係を聴取し、公平性・中立性を確保すること。その際、いじめを受けた生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ④ 関係資料の散逸防止に努めること。

### 【調査】

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ(いつ頃から) ○誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

### 【記録】

調査により把握した記録、調査以前に作成した記録(定期的なアンケートや個人面談の記録、聞き取りのメモなど手書きのメモの形式の者も含めて)は少なくとも5年間保存。また、記録の破棄および保存期限については、被害生徒保護者に説明の上行う。

(5) 年間計画

月	生徒指導計画 教育相談計画	面談・実態調査 実施計画	校内研修 会議計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防強化月間</li> <li>・登校指導</li> <li>・面接週間</li> <li>・PTA総会、クラス懇談会にて啓発(P)</li> <li>・「いじめ防止基本方針」、「SCについて」をホームページに掲載</li> <li>・SCによる教育相談</li> <li>・教育相談だより</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式での教育相談(実態把握)</li> <li>・二者面談</li> <li>・PTA総会、クラス懇談会</li> <li>・いじめ発見家庭でのチェックポイント(P)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議提案</li> <li>・いじめの認識</li> <li>・自殺予防</li> <li>・PTA役員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導部会</li> <li>・教育相談部会</li> <li>・第1回いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画,目標の作成と提示</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒総会にていじめ防止の啓発(S)</li> <li>・SCによる教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気になる生徒の調査(T)</li> <li>・インターネット利用実態調査(S)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA役員会</li> </ul>		
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報モラル講座(1年)</li> <li>・SCによる講話(1年)</li> <li>・SCによる教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回学校生活アンケート(S)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ発見学校でのチェックポイント</li> <li>・職員会議報告</li> <li>・特別支援教育</li> <li>・学校評議委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回教育相談・特別支援委員会</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防週間</li> <li>・SCによる教育相談</li> <li>・教育相談だより</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議報告</li> <li>・自殺予防</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果検討</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防週間</li> <li>・登校指導</li> <li>・SCによる教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者面談(希望者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防</li> </ul>		

9月	・面接週間 ・教育相談だより ・SCによる教育相談	・二者面談	・いじめ発見学校でのチェックポイント ・学校保健委員会		
10月	・登校指導 ・SCによる教育相談	・気になる生徒の調査(T)	・PTA 役員会 ・調査報告書を活用した校内研修	・第3回いじめ防止対策委員会 ・生徒指導部会 ・教育相談部会	・中間評価
11月	・SCによる教育相談 ・保健講話(全学年)	・第2回学校生活アンケート(S)	・職員会議報告 ・学校評議委員会	・第2回教育相談・特別支援委員会	
12月	・薬物乱用防止教室(3年) ・SCによる教育相談 ・教育相談だより	・保護者面談(希望者) ・いじめ発見家庭でのチェックポイント(P)	・職員会議報告 ・教育相談研修会	・第4回いじめ防止対策委員会	・アンケート結果検討
1月	・登校指導 ・SCによる教育相談	・気になる生徒の調査(T)	・いじめに関する校内研修会		
2月	・SCによる教育相談 ・教育相談だより	・学校評価アンケート ・第3回学校生活アンケート(S)	・学校保健委員会 ・いじめ防止対策指導体制チェック ・職員会議報告 ・学校評議委員会	・第3回教育相談・特別支援委員会 ・第5回いじめ防止対策委員会	・アンケート結果検討
3月	・自殺予防強化月間 ・新入生オリエンテーション ・SCによる教育相談 ・教育相談だより ・中学校訪問	・新入生オリエンテーションでの教育相談(実態把握) ・保護者面談(希望者)	・職員会議報告 ・自殺予防	・生徒指導部会 ・教育相談部会	・評価と反省

SC：スクールカウンセラー、S：生徒、T：教師、P：親

#### 4. 評価と改善

- ①年度途中に中間評価を、年度末に年間評価を行う。
- ②学校評価の項目に加え、保護者、生徒、教職員のいじめ防止の取組についての評価を行う。
- ③評価の結果を踏まえ、年度末のいじめ防止対策会議において次年度の改善案を検討する。
- ④いじめ防止の取組の客観的評価項目として、学校生活アンケート内の「学校が楽しい、みんなで何かするのは楽しい、授業に主体的に取り組んでいる、授業が分かる」や「いじめを見て見ぬふりをする」の数字をもとに評価する。

## 5. 資料 外部の相談機関

### 【文部科学省】

- ・ 24時間子供SOSダイヤル：0120-0-78310（無料、夜間・休日を含めて、いつでも）

### 【厚生労働省】

- ・ こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556
- ・ こころもメンテしましょう <http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

### 【福島県教育委員会】

- ・ ダイヤルSOS（福島県教育センター）0120-453-141 無料 月～金 10:00～17:00
- ・ ふくしま24時間子どもSOS 0120-916-024 無料、夜間、休日、祝日も含め24時間
- ・ ふくしま子どもLINE相談 毎日 17:00～21:00 ※QRコード、パスワードが必要
- ・ 養護教育センター教育相談（相談専用）024-951-5598 月～金 9:00～17:00

※来所相談は事前の予約が必要

### 【児童相談所】

- ・ 中央児童相談所 024-534-5101 月～金 8:30～17:15

### 【法務省・福島地方法務局人権擁護部】

（インターネット上の誹謗中傷、無断掲載などの相談窓口）

- ・ 子どもの人権110番 0120-007-110 無料8:30～17:15（土曜・日曜・祝日除く）

### 【福島県弁護士会】

- ・ 子ども相談窓口 024-533-8080 10:00～17:00（土日、祝祭日お盆、年末年始を除く）

### 【福島県警察】

- ・ いじめ110番 0120-795-110 無料 月～金（年末年始、祝日を除く）9:00～17:00
- ・ ヤングテレホン 024-526-1189 月～金（年末年始、祝日を除く）9:00～17:00

\* 緊急の場合は、110番か所轄の警察署まで

〈ネットいじめ〉福島県警サイバー犯罪対策室 [fp-hitec@police.pref.fukushima.jp](mailto:fp-hitec@police.pref.fukushima.jp)

- ・ 性犯罪被害110番 0120-503-732 月～金（年末年始、祝日を除く）9:00～17:00

### 【保健福祉事務所】

- ・ 思春期相談ホットライン（メール） [peer@pref.fukushima.lg.jp](mailto:peer@pref.fukushima.lg.jp) 24時間

### 【福島県精神保健福祉センター】

- ・ こころの電話相談 024-535-5560 9:00-16:00

### 【福島県障がい者社会参加推進センター】

- ・ 障がい者110番 024-528-7110 FAX:024-522-1198 8:30～17:00

（土曜・日曜・祝日除く）（FAXは常時受信可）

### 【民間団体】

- ・ 福島いのちの電話 024-536-4343 毎日 10:00～22:00
- ・ チャイルドライン 0120-99-7777 無料 月～土 16:00～21:00（12/29～1/3 休み）